

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国  
独立-自由-幸福

番号：第24/2007/NĐ-CP号

2007年2月14日、ハノイ

## 法人税法の施行細則に関して規定した政令

政府

2001年12月25日付政府組織法に基づいて

2003年6月17日付法人税法に基づいて

財政大臣の提案を検討した結果

政令：

### 第1章 法人税法の適用範囲

**第1条：** 所得を有する商品・サービスの生産・事業を行う組織および個人(以下「事業体」とする)は、本政令の規定に基づいて法人所得税を納付しなければならない。

1. 商品・サービスの生産・事業を行う組織とは、以下の通りである。

\*国営企業

\*有限責任会社

\*株式会社

\*合名会社

\*外資企業、およびベトナムにおける投資法と企業法にもとづいて事業協力契約(BCC)に締結した外国側

\*ベトナムで事業活動を行っている外国組織およびベトナムにおける外国投資法にもとづいていない外資企業

\*民間企業

\*合作社-協同組合(後に、協同組合に改称)

\*組合

\*政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、人民軍隊による経済組織

\*行政機関、事業体で商品、サービスの生産、営業活動を行う組織を持つもの。

2. 商品・サービスの生産・事業を行う国内の個人は以下の通り。

a) 事業を行う個人およびグループ

b) 個人事業

c) 医師、弁護士、経理士、会計士、画家、建築家、音楽家、およびその他独立して事業を行う個人

d) 家屋、土地、輸送手段、機械設備およびその他の資産を賃貸する個人。

3. ベトナム国内外での事業活動を問わず、ベトナムで所得が発生する外国人個人。

4. ベトナムの駐在機関を通じて事業を行う外国企業。

駐在機関とは、外国にある会社とその事業体を通じてベトナムにおける事業の一部または全部を行い、収入を得るものを指す。外国企業の駐在機関の形態は、主として以下の通りである。

a) 支店、管理事務所、工場、製作所、商品搬入・搬出倉庫、運搬車両、地下鉱脈、油田・ガス田、天然資源の試掘および採掘現場および天然資源試掘のための機械設備。

b) 建設現場; 建設、設置、組み立てがなされた建造物。建設および建設、設置、組み立てがなされた建造物の監督業務。

c) 事業者または他の機関を通じたコンサルタント業務等のサービス提供。

d) 外国企業の代理店。

d) 在ベトナム代表は以下の場合。

-外国企業の名義で契約を締結する権利があるもの。

-外国企業の名義で契約を締結する権利を有さないが、ベトナムにおいて商品の引渡しまたはサービスの提供を常時行うもの。

ベトナム社会主義共和国が締結した二重課税防止協定において、在駐機関に関する別の規定がある場合、その協定の規定を遵守するものとする。

**第2条.** 法人税の納付の対象外は以下の通りである。

\*農業、畜産業、水産業により収入を得る農家および農民、農業生産合作社および協同組合。ただし、これらの大規模生産、またはこれらにより高収入を得る農家と農民を除く。

農業、畜産業、水産業の産品の大規模生産、またはこれらにより高収入を得る農家と農民に対する事業所得税の納付は別途規定する。水産省は財政省の主導の下、農業・農村開発省と協力してこれらの形態に対する事業所得税の納付についての規定を政府に提出した。

## 第2章 課税基準と税率

**第3条:** 課税基準とは課税期間内の課税対象となる所得および税率を指す。法人所得税の課税期間は陽暦年度、あるいは会計年度に従って定められる。

**第4条:** 課税所得を算出するための事業収入は以下のように確定される。

1. 課税所得を算出するための事業収入とは、補助金、徴収金、雑収入を含めた、商品の販売およびサービスの提供によって事業体が見る金額の総額であり、徴収済み・未徴収は問わない。

税額控除方式によって付加価値税を納めている事業体の場合、所得には付加価値税を含めない。付加価値に基づく直接方式によって付加価値税を納めている事業体の場合、所得に付加価値税も含める。

2. 商品の販売およびサービスの提供に対する課税所得を算出するための事業収入を確定する時期は、商品の所有権が移転した時点、サービスが完了した時点、またはサービスの提供や販売における領収書を出した時点とする。

3. 課税所得を算出するための事業収入は幾つかの場合によって以下のように確定される。

a)分割払い方式による商品の場合は、一回払いの商品販売価格によるもので、利子を含めない。

b)事業体が商品やサービスを交換、贈与、賞与など自ら使用する場合は、同種の商品やサービスの販売価格か交換、贈与、事業体が自ら使用する時点での市場価格によって事業収入は確定される。

c)商品加工の場合は、工賃、燃料費、動力、材料および加工のための他の経費を含める金額である。

d)資産貸借の場合は、賃借者が契約書に基づいて段階ごとに支払う金額である。賃借者が数年分を前払いする場合は、課税所得を算出するための事業収入は前払い年数で割ったもの、もしくは一回払いの金額に基づいて確定される。

財政省は、課税所得を算出するための事業収入に関して、事業体の形態に合わせた数年分の前払い金額の確定方法を詳細に案内した。

d)資金提供機関からの事業収入とは課税期間内に発生した利子のことである。

e)その他の場合に関しては財政省が定める。

## 第5条：課税所得の計算上、控除される必要経費

1. 商品・サービスの経営・生産活動に用いる固定資産の償却費。固定資産の償却率は固定資産の価値および耐用年数によって決まる。経営効果が高い事業体は、技術革新の進捗を鑑みて償却率を早めることができるが、最大でも規定制度の償却率の2倍をこえないこと。

本項で、財政省が固定資産、耐用年数、償却率および早める償却の基準を規定した。

2. 課税期間内の営業収入や課税所得に関わる商品、サービスの生産、経営に用いる原材料、燃料、エネルギー、商品にかかる経費は、事業体が消耗率および出荷価格から計算し、その結果に責任を持たなければならない。

直接製造した農民から籐、竹、イグサ、ヤシ、ニッパヤシ等の製品の購入、経営に携わらない職人からの手工業品の購入、収集業や経営に携わらない採掘者から土、石、砂、砂利などの廃棄物を買入れる事業体は、領収書、伝票がない場合、財政省の規定に従って商品の販売、サービスを提供する者の精算伝票にもとづいて計算書を作成

することができる。事業体の社長は計算書を決済し、それが正確であることに法的な責任を負う。

3. 労働法の規定に基づく給与、工賃、手当、シフト間の食費、一般的な食費。

a- 国営企業の従業員に支払われる給与、工費、手当では、現行の制度によって必要経費に算入される。

b) その他の事業体の従業員に支払われる給与、工費、手当では、労働契約に基づいて必要経費に算入される。

c) シフト間の食費は必要経費に算入され、最大でも国が規定する国家公務員の最低賃金を超えてはならない。

d) 特別な職業の従業員の食費に関しては、国が定める制度に基づいて確定される。

4. 科学技術研究費用、創造や改良の費用、医療費、規定の制度に従った人材育成費用、教育への援助金。

5. 外部のサービス費用：電気、水、電話、固定資産の修繕費用、固定資産の賃借費、会計費、法律顧問料、商品名の設計、作成および保護費用、技術資料の使用料、特許権、固定資産およびその他の技術や外部のサービス以外の技術ライセンス費用。

6. 諸費用

a) 女性従業員のための費用は以下の通りである。

— 事業体の拡大計画にともなって他の職業に配転せざるをえないが、従来の職能で適用できない場合の女子従業員を再訓練する費用。

当該費用＝学費(あれば)＋平均給与との差額(訓練参加者には100%の給料を支給すること)

— 企業が運営、管理する保育園、幼稚園の教員に支払われた給与、手当(あれば)。教員の人数は訓練教育システムの規定に従って決まる。

— 女性従業員の職業病、慢性病または婦人病の診断などのために、健康診断を年一回追加する費用。

— 出産後の女子従業員の手当て。法的規定と消費価格の変動状況に基づいて、財政省が労働・傷病兵・社会省と協力し、上記の女子従業員に出産手当の上限の詳細を決定する。

一母親が子供を母乳で養育する期間、客観的な理由によって女子従業員が育児休暇をとらずに事業体のために働く場合、本人の時間外手当は現行制度に従って支払われる。

事業体が生産、建設、運輸の仕事に女性従業員を使用する場合、それらの女子従業員の賃金は、個別に計算書に記入することによって、本政令の41項に基づき法人所得税を減税できる。

b) 労働法の規定に基づく労働を安全に遂行する費用

職場で従業員の制服の着用を義務付ける事業体の場合、制服の購入費は必要経費に算入される。

c) 事業体の警備費用および各活動の経費

d) 事業体の義務である社会保険基金、医療保険基金、労働組合費の支払い、事業体における共産党、団体の活動経費の補助費、規定制度に従った上級組織の管理費用および協会基金の費用。

7. 商品・サービスの生産・事業のための資金調達のために銀行、財政機関、経済機関から借りた実質的な利率による利子の支払い。実質的な利率に従ってその他の機関から借りた資金の利子支払い費用。ただし、その利率は、最大でも商業銀行の同時期の利率の1.2倍をこえてはならない。

8. 規定制度に従う基金。

9. 規定制度に従う従業員の退職手当。

10. 商品、サービスの支出は、保管、梱包、運搬、積み込み、保管場所賃借、商品および商品の保証のための支出を含む。

11. 広告、マーケティング、キャンペーン、接客、祝祭日手当、接待費、仲介手数料、会議費用、または商品やサービスの生産、会議活動に直接関わるその他の費用は、最大でも本条第1項から第10項までの必要総経費の10%を超えてはならない。商業活動の場合、必要経費の上限を確定するには、販売する商品の仕入れ値は含まない。

12. 商品、サービスの生産、営業に関連して納入する税(法人税を除く)、経費、借地代には次のものが含まれる。

a) 輸出入税

b) 特別消費税

c) 付加価値に基づく直接方式により付加価値税を納める事業体の場合の付加価値税

\*付加価値税の課税対象にならない商品の生産、サービスのために商品、サービスを購入、輸入する場合で、税額控除方式により納める事業体の付加価値税。

\*輸出する商品、サービスの付加価値税で、付加価値税法の規定にある控除や税還付の対象とならないもの。

\*申告期限を過ぎたため、税額控除を受ける対象にならない付加価値税。

d) 営業税

d) 資源税

e) 農地使用税

g) 家屋土地税

h) 法律の規定に従う費用、手数料

i) 借地料

13. 外国企業からベトナム駐在時に配分される経営管理費用は、ベトナム駐在機関の所得と、その他の国に駐在する機関の所得も含む外国企業の総所得の比率に準ずる。

申告方式に従う会計、領収書、納税伝票の制度を実施していない外国企業のベトナム駐在機関は、本項の規定に基づいて外国企業から配分される経営管理費用を必要経費に算入してはいけない。

**第6条**：必要経費に算入できないものは以下の通り。

1. 労働法の規定に則った労働契約制度に従わない事業体による給与、手当。ただし、パートタイムの労働雇用を除く。

民間企業の所有者、パートナーシップ会社のメンバー、個人経営および家族経営の主の給与、工賃。商品やサービスの生産、経営活動に直接携わっていない株式会社、有限会社の取締役会員、創立者に対する報酬。

2. 実際には支出しない費用への事前支出は、固定資産の修繕費用、産品商品および建造物の保証費用、その他の事前費用を含む。

3. 領収書、伝票がない場合、または非合法的な領収書、伝票による費用。
4. 行政違反の処罰金：交通違反、事業登録制度違反、会計違反、税務違反、その他の行政違反。
5. 所得および課税所得に関係していない費用：建設投資、地方支援金、社会団体組織への支援金、慈善のための支出、その他の所得、課税所得に関係のない支出。
6. その他の経費にみなすべき費用：  
事業支出、日常的な生活困窮、または突然の生活困窮への支援支出。

**第7条.** 収入、必要経費、課税所得などの費目は、ベトナムドンにて確定される。外貨の所得、経費、課税所得のある事業体は、法律にその他の規定がある場合を除いて、所得、経費、課税所得が発生した時点での国家銀行が公表した為替市場における平均為替レートに従ってベトナムドンに交換しなければならない。ベトナムドンとの為替レートのない外貨に関しては、ベトナムドンとの為替レートのある外貨を通じて両替をしなくてはならない。

**第8条** 課税所得は外国における生産、営業、サービス活動による所得を含む課税期間における生産、営業、サービス活動による所得およびその他の所得に基づき確定される。

1. 生産・事業・サービス活動による課税所得＝課税所得を算出するための収入－課税期間における生産・事業・サービス活動に必要な支出。

事業体の株式への資金拠出や合弁、および事業提携への資金拠出による所得で、株式の資金、合弁および経営提携のための資金を受けた事業体からの配当金は事業所得税の課税の対象にならない。

2. 課税期間内のその他の課税所得には以下のものを含む。
  - a) 証券売買の差額
  - b) 工業所有権、著作権に関わる所得
  - c) 資産の所有権、使用权に関する所得
  - d) 土地の使用权と借地権の譲渡による所得
  - d) 資産の譲渡と整理による所得
  - e) 預金利子、貸し金利子、および商品販売の後払い利子
  - g) 外貨を売却した差額、為替レートの差益

- h) 規定制度に従う予備資金の年末余剰（過剰）
- i) 会計上処理済の不良債権の回収による所得
- k) 貸方が確定できない負債の回収による所得
- l) 過去数年間見逃されていた商品、サービスで、つい最近発見された所得
- m) 外国における生産・事業・サービス活動による所得

外国で所得税を納める場合、法人税を計算するために事業体は外国で納税する前に所得を確定しなくてはならない。確認した後、一年の所得税は国外で納めた所得税を差し引くものとするが、差し引いた所得税は、法人税法に定める法人所得税額をこえないものとする。

n) 収入に含んでない商品の消費、サービスの提供に関する所得については財政省の規定に定める支出を控除して確定されるものとする。

o) 資金譲渡からの所得

p) 本条でいまだ決まってないその他の所得

3. ベトナム社会主義共和国が締結した二重課税防止協定に、本条の第一、第二項に定める駐在期間における課税所得の確定方法と異なった方法がある場合、その協定の規定を遵守すること。

**第9条.** 事業体に適用する法人税の税率は以下の通りである。

1. 事業体に適用する法人税率は、28%とする。

2. 石油・ガスおよびその他の希少資源の調査、試掘、採掘を行う各事業体に適用する法人税の税率は、28～50%とする。

石油・ガスおよびその他の希少資源の調査、試掘、採掘を行う事業体に適合する具体的な税率については、財政大臣の審査をうけた上で、首相が決定する。

3. 建設宝くじの法人税率は28%となる。建設宝くじの事業に適用する税金を差し引いた後の所得は財政省の規定に従う。

### 第3章

#### 土地の使用権・借地権の譲渡による課税所得および所得の確定

**第10条.** 以下のような土地の使用権・借地権の譲渡による所得は、土地の使用権・借地権の譲渡による課税対象となる。

1. 土地所有権の譲渡の場合。
  - a)地上のインフラ、建造物を含まない土地所有権の譲渡。
  - b)地上のインフラを含む土地所有権の譲渡。
  - c)地上の建造物を含む土地所有権の譲渡。
  - d)地上のインフラ、建造物を含む土地所有権の譲渡。

2. 借地権の譲渡の場合。
  - a) - 地上のインフラ、建造物を含まない土地借地権の譲渡。
  - b) - 地上のインフラを含む土地借地権の譲渡。
  - c) - 地上の建造物を含む土地借地権の譲渡。
  - d) - 地上のインフラ、建造物を含む土地借地権の譲渡。

**第11条:** 土地の所有権・借地権の譲渡による所得税の課税対象とならない土地の所有権、借地権の譲渡の場合。

1. 国家機関が事業体に土地を交付または賃貸した場合。
2. 事業体が国に土地を返却した、または国が法律に基づき土地を回収した場合。
3. 事業体が移転計画により工場を売り、同時に土地所有権を譲渡した、または借地権を譲渡した場合。
4. 事業体が法律に基づく国内および国外の組織、個人に対して生産、経営の提携を行うため、土地所有権により資金を拠出した場合。
5. 事業体が分割、合併、倒産のために土地所有権を譲渡した、または借地権を譲渡した場合。
6. 個人事業主が法律に基づく相続、離婚のために土地所有権を譲渡した場合。夫婦間、親子、祖父母と孫の間および兄弟間で譲渡した場合。

7. 事業体が国家その他の組織に文化、医療、スポーツの施設建設のために土地使用権、借地権を寄付した場合、国家政策の庇護者に慈善活動として土地使用権を譲渡した場合。

**第12条:** 納税対象は土地の使用権・借地権の譲渡により所得を得た事業体である。

土地の使用権・借地権の譲渡により所得のあった世帯、および個人事業は、本政令の規定に従って土地の使用権・借地権の譲渡による所得税を納めずに、土地使用権の譲渡に関する税法に従って納税する。

**第13条:** 土地の使用権・借地権の譲渡による課税所得は、課税所得を計算するための収入から土地の使用権・借地権の譲渡の必要経費を差し引いて確定される。

1. 課税所得を算出するための収入は、土地の使用権・借地権を譲渡した事業体と、土地使用権譲渡の時点で土地使用権を受ける側との間での、実際の譲渡価格に従って確定される。

実際の譲渡価格は以下のように確定される。

- 領収書に記された金額または土地使用権を受ける側が土地の使用権・借地権を譲渡する側に支払った金額により確定される。

実際の譲渡価格が、省庁および中央直轄人民委員会の規定した価格よりも低い場合、土地の使用権・借地権の譲渡による課税所得を計算するための収入は同人民委員会の規定した価格に基づくものとする。

- 土地使用権、借地権の競売の場合は、落札の価格に基づく。

課税所得を算出するための収入を確定するいくつかの場合。

a) 土地の使用権・借地権の譲渡に地上のインフラがともなう場合、課税所得を計算するための収入に、インフラの所有権の譲渡による収入およびインフラ賃貸権の収入を含む。

b) 土地の使用権・借地権の譲渡に地上のインフラ、建造物がともなう場合、建造物の譲渡価格を収入と別にする。別に計算できない場合は、課税所得を算出するための収入に地上の建造物の譲渡価格を含める。

2. 土地の使用権・借地権の譲渡にかかる経費

a) 土地の使用権・借地権の譲渡にかかる経費には以下のものを含む。

- 権利が譲渡される土地の価格は以下のように確定される。
- + 国が交付した土地で土地使用料、借地料がかかる場合、国が発行した土地使用料、借地料の領収書に基づく。
- + 組織、その他の個人から使用权を受ける土地の場合、契約書および土地の使用权を受ける時の支払いにおける合法的な書類に基づく。
- + 事業者が建造物を国の土地と交換する場合は、交換する建造物の価値により確定される。
- + 土地使用权、借地権の競売の場合、落札の価格により確定される。
- + 有限責任会社、株式会社が土地使用权、借地権を譲渡する場合で、その土地が合併への出資に供される場合、取締役会の出資文書に基づいた価格。
- + 民事法に定める相続、土地価格の確定ができない土地を事業者が贈与、譲渡で取得した場合、相続、贈与、譲渡の時点の政府が規定する土地価格表に基づいて省庁および中央直轄人民委員会が決定した地価に従って確定される。

事業者が1994年以前に、相続、贈与、譲渡により取得した土地の場合、1994年8月17日付けの87号政令で規定された土地価格表に基づいて1994年に省庁および中央直轄人民委員会が決定した地価に従って確定される。

- 土地使用料、借地料からいまだ引かれていない土地の賠償費用。
  - 作物の賠償費用。
  - 転居の援助費用
  - 墓地移転の援助費用。
  - その他の立ち退きの援助費用。
  - その他、土地使用权の供与に関する法律の規定に基づく費用、手数料。
- b) 土地改良費、整地費用。
- c) 地上のインフラ、建造物の建設投資費用。

d) 支出の費目は本政令の第5条で規定される。複数の分野で事業を行う事業体の場合、この各費用は、土地使用権、借地権の譲渡による収入と商品、サービスの生産・事業による総収入の比率にもとづいて配分される。

d) 課税収入を算定するための収入に地上の建造物を含めている場合、費用には地上の建造物の価格を含める。

#### 第14条: 土地使用権、借地権の譲渡による所得税率

1. 土地使用権、借地権の譲渡による所得に対する所得税率は28%。
2. 本条の第一項で定めた税率に従って所得税を算出した後、残った所得には以下の累進課税表にもとづいて追加所得税を納税しなければならない。

#### 累進課税表

ランク	経費に対する残った所得の割合	税率
1	15%まで	0%
2	15%以上30%まで	10%
3	30%以上45%まで	15%
4	45%以上60%まで	20%
5	60%以上	25%

第15条: 土地使用権、借地権の譲渡による所得に対しては、本政令の第5章に記された優遇税率、および減税・免税は適用されない。

第16条: 地上のインフラまたは建造物の所有権の譲渡を行う事業体は、地上のインフラまたは建造物と共に土地使用権、借地権の譲渡手続きを行わなければならない。

第17条: 土地使用権、借地権の譲渡があまり発生していない事業体に対する税金申告および納税手続きは以下の通りである。

土地管理機関から税務当局に送付された土地使用権、借地権の譲渡に関する書類に基づいて、税務当局が事業体に財政省の規定に従う収入、経費、課税所得および税額の申告について通知し、税務当局の通知から10日以内に、直接管理する税務当局に申告書を提出する。申告書に定める納税期間は申告した日から15日以内とする。事業体の会計帳簿からの領収書、伝票に基づき、税務当局は税の申告書を確認した上で、土地使用権、借地権の譲渡の税額または納税期間について事業体に通知する。

事業体の土地使用权、借地権の譲渡による所得税納付伝票、または領収書を受け取った後、土地使用权、借地権を受ける側は土地使用权証書を発給する。

**第18条:** 土地家屋、地上のインフラ、建造物を専門に扱う事業体は、本政令第4章の規定に従って、納税、税額決算を行うが、土地使用权、借地権の譲渡による所得税は、個別に決算する。納めた税額が税額決算書に基づく納税額よりも少ない場合、当事業体は税額決算書を出してから10日以内に不足分を納める。納めた税額が所得税額決算書に基づく納税額よりも多い場合、当該事業体は納付済みの税額を、まだ納税していない他の経済活動による事業所得税、または次年度の土地使用权、借地権の譲渡による法人税から差し引くことができる。土地使用权、借地権の譲渡における収入が赤字になった場合、当該事業体は赤字金額を、本政令第42条に従って次の年度以降の土地使用权、借地権の譲渡による課税所得から引くことができる。

**第19条:** 税の申告書、土地使用权、借地権の譲渡による所得税決算書提出の遅滞や税金を滞納する事業体に対して税務当局は行政処分を行う権利がある。決算、申告を検査、監査する過程で、事業体が譲渡価格、経費、土地使用权、借地権の譲渡において課税所得の不正申告が発覚した場合、税務当局は正当かつ不足なく法人税の徴収を確保するため、市場価格に基づく譲渡価格、必要経費、所得を再確定する権利を持ち、同時に法律の規定に基づいて税額の不正申告、脱税を行った事業体に対して処分する。

## 4章

### 登録、申告、納税、税額決算

**第20条:** 事業体は付加課税の登録と共に法人税の登録義務がある。登録手続きは付加課税法、付加課税法の改正、補足法、施行細則規定に関する2003年12月10日付け政令158/2003/ND-CP号の第11条の規定に基づき実施する。

**第21条:** 事業体は税務当局の納税フォームに基づき、自社の収入、経費、課税所得、そして年間及び四半期毎の税額を所管の税務当局に申告する責任を負う。提出期限は毎年1月25日であるが、会計年度が陽暦どおりでない事業体の場合、会計年度の最終月の翌月25日までとする。財政省が法人税の納税フォームを決定する。

申告書を受領した時、税務当局は事業体の申告内容を検査・検討する。事業体の商品、サービスにおいて実際の生産・事業に該当しない箇所があれば、税務当局は事業体に対し、前年度の年間収入に対する課税所得率、または同業種・

同規模の事業体の課税所得に基づき、年間及び四半期毎の暫定税額を再度算定し、該当事業体への納税通知を行う。

**第22条**：事業体は自らの生産・事業状況において変更が生じた場合、年間及び四半期毎の暫定税額の調整が必要となるため、所管の税務当局に修正申告しなければならない。申告を受けた税務当局は慎重に検討した結果を当該事業体に通知する。調整が認められた場合には具体的な暫定税額を、申告書を受諾しない場合には、その理由を通知する。

**第23条**：業種別・事業場所に該当する法人税法第12条第2項で規定されている会計、領収書、伝票などの制度を実施しない事業体に対し、財政省は収入および課税所得の確定を行ない、税金の算出を幫助する。

**第24条**：法人税納付は以下とおりに確定される：

1. 事業体は、法人税申告書または税務当局の算定した税額にもとづき、四半期ごとに不備、遅延なく、暫定税額を国庫に納付する。納付期限は四半期の最終日を過ぎてはならない。
2. 法人税法での第12条の2項目で規定されている会計、領収書、伝票などの制度を実施しない事業体は、税務当局の通知に従って、月々の税金を納付する。毎月の報告書における納税期限の記載日は翌月の25日までとする。
3. 不定期に買付け・卸売りをを行う事業体は、商品を搬出する前に、商品を購入した場所の税務当局に運搬回数ごとの税金を申告、納付する。
4. ベトナム国内に駐在所を持たない外国事業体、ベトナム国内で発生する所得のある個人については、当該の外国事業体、個人に金銭を支払うベトナム国内の組織、個人が、財政省の定めた税率に応じて、税額を徴収する責任を負う。

**第25条**：法人税はベトナムドンで納付される。

**第26条**：財政省が決めた納税フォームに基づき、税務当局に対して年間の法人税額の決算を行う。

法人税額の算定は陽暦の課税期間に基づいて行われる。暦年度通りでない課税期間を用いることが承認されている事業体の場合、税額の決算は当該の会計年度にもとづいて行われる。

税額決算書には、次のような事項が明記されなければならない：収入、経費、課税所得、所得税額、所得納税額、所得税減・免税額、納付した暫定税額、海外で発生する所得への税額、不足・過税額

**第27条：**事業体は、陽暦年度、または会計年度が終了してから90日以内に、税務当局に法人税額の決算報告書を提出する。事前に納付した暫定税額が決算書の算出額より少ない場合、税額の決算報告書の提出後10日以内に、税額の決算報告書にもとづく不足金額を納付する。一方、多い場合は、次期の課税額に繰り越す。

**第28条：**事業体が経営・所有形態の変更、合併、統合、分離独立、解散、破産をした場合、事業体は所管税務機関に対し、経営・所有形態の変更、合併、統合、分離独立、解散、破産の決定が出てから45日以内に税額の決算を行い、提出する。

**第29条：**税務当局は事業体から税額の決算書を受理した後、検査、監査を行うために内容を検討、分類する。

財政省は税額の決算書の分類形式及び本条で規定される検査・監査手順についての案内を行う。

**第30条：**事業体の算出した購入価格、販売価格、経費、課税所得およびその他の項目について、実際の市場価格および経費に合致しない箇所が発見された場合、税務当局は正当かつ不足なく事業所得税の徴収を確保するために、国内外の市場価格にもとづく購入価格、販売価格、経費、課税所得その他の項目を再度確定する権利を有する。

財政省は本条で規定される市場価格にもとづく商品・サービス購入価格、販売価格の確定をガイドする。

**第31条：**税務当局は以下の任務、権限、責任を有する。

1. 事業体が法人税法に従って申告、納税を行うよう、指導する。
2. 会計、領収書、伝票などの制度を実施していない事業体に対し、第24条2項目に規定される月々の税額と納税期限及び本議定の第30条、32条に規定される算定方法を通知する。

3. 事業体に対し、申告書の送付遅延、納税の滞納及び税に関する違反決定を通知する。その事業体が依然として通知された税額、反則金を納付しない場合、正当かつ不足ない税額／罰則金を確保するため、法人税法の第4条23項目にて規定される各処理を行う。処理の実施後も決定に従わない場合、法的な処置を講ずるために国家の権限機関に具申する。

## 5章

### 法人税の免税・減税

#### 第33条：法人税優遇措置の要件

以下の条件を満たす投資案件は、法人税に関する優遇措置が適用される。

1. 投資法に従って施行される別表リストに規定される優遇業種、分野への投資
2. 投資法に従って施行される別表リストに規定される特別優遇業種、分野への投資
3. 投資法に従って施行される別表リストに規定される経済・社会条件の困難な地域への投資
4. 投資法に従って施行される別表リストに規定される特別経済・社会条件の困難な地域への投資

#### 第34条：優遇税率および優遇税率適用期間

1. 以下の対象は、事業開始後10年間の納付税率を20%とする：
  - a) 経済・社会条件の困難な地域、特別経済・社会条件の困難な地域に設立される合作社。
  - b) 投資優遇リストにある業種、分野への投資によって新たに設立された事業体。
  - c) 経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域への投資によって新たに設立された事業体。
2. 以下の対象は、事業開始後12年間の納付税率を15%とする：
  - a) 経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域に設立された事業体。

b) 投資優遇リストにある業種、分野への投資によって新たに設立され、経済・社会条件の困難な地域で活動する事業体。

3. 以下の対象は、事業開始後15年間の納付税率を10%とする：

a) 特別経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で実施される投資によって新たに設立された合作社、事業体。

b) 特別優遇分野のリストにある業種、分野への投資によって新たに設立された事業体。

特別優遇分野のリストにある業種、分野への投資によって新たに設立され、社会、または経済面で積極的な影響を与える事業体に対し、財政省は首相に案件実施期間内での優遇税率10%という提案を提出する。

4. 本条の第1, 2, 3項目で規定される優遇税率の適用期限が過ぎた後、合作社および投資案件によって新たに設立された事業体は、28%の税率で法人税を納付する。

**第35条：**投資案件において新たに設立された事業体および移転した事業体に対し以下のように免税措置を講ずる。

1. 投資案件によって新たに設立された生産組織および所管機関の承認を得た開発計画にもとづき都市から移転した事業体に対しては、課税所得が発生してから2年間の免税、その後の2年間は50%の減税とする。

2. 投資優遇リストにある業種、分野への投資によって新たに設立された事業体に対しては、課税所得が発生してから2年間の免税、その後の3年間は50%の減税とする。

3. 経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域への投資によって新たに設立された事業体、および経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域へ移転した事業体に対しては、課税所得が発生してから2年間の免税、その後の6年間は50%の減税とする。

4. 優遇投資のリストにある業種、分野への投資によって新たに設立され、経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で活動する事業体に対しては、課税所得が発生してから3年間の免税、その後の7年は50%の減税とする。

5. 特別優遇投資のリストにある業種、分野への投資によって新たに設立され、もしくは特別経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で活動する事業体に対しては、課税所得が発生してから、4年間の免税、その後の9年は50%の減税とする。

6. 本政令の第34条の1, 2, 3項に規定される優遇税率及び本条に規定される免税、減税措置を受ける組織は、独立採算制で申告納税をしている事業体のみとする。

減税・免税措置を受ける事業体が同時に複数の経営を行っている場合、当該の事業体は減税・免税措置を受ける活動からの所得を個別に会計管理する。事業体が個別に会計管理できない場合、減税・免税措置を受ける活動からの所得は、当該の事業体の所得総額掛ける減税・免税措置を受ける活動からの所得の割合で算定される。

**第36条：**事業体が新生産ライン、規模拡張、技術革新、環境改善、生産力向上などに行った投資によって追加収入が発生した場合の免税、減税は以下とする：

1. 経済・社会条件の困難な地域のリスト、特別経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域以外の優遇投資のリスト、特別優遇投資リストに於ける業種、分野への投資案件に対し、1年間の免税、その後の2年間は50%の減税とする。

2. 優遇投資のリストにある業種、分野への投資案件、または経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で実施された投資案件に対し、1年間の免税、その後の4年間は50%の減税とする。

3. 特別優遇投資のリストに於ける業種、分野への投資案件、または特別経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で実施された投資案件に対し、2年間の免税、その後の3年間は50%の減税とする。

4. 経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で実施された優遇投資のリストに於ける業種、分野への投資案件に対し、3年間の免税、その後の5年間は50%の減税とする。

5. 経済・社会条件の困難な地域のリストにある地域で実施された特別優遇投資のリストに於ける業種、分野への投資案件に対し、3年間の免税、その後の7年間は50%の減税とする。

6. 特別経済・社会条件の困難な地域のリストに於ける地域で実施された優遇投資のリストに於ける業種、分野への投資案件及び特別経済・社会条件の困難な地域のリストに於ける地域で実施された特別優遇投資のリストに於ける業種、分野への投資案件に対し、4年間の免税、その後の7年間は50%の減税とする。

財政省は上記の投資案件により発生した追加収入の確定方法を指導する。

**第37条**：事業体の以下の場合に於ける収入に対して免税措置が講じられる：

1. 科学研究、技術開発、科学・技術情報サービス等の契約を実施することによる収入。
2. 試験生産の期間中に生産工程どおりに生産された製品の販売によって得た収入。ただし、製品の試験生産を開始した日から6ヶ月以内とする。
3. ベトナムにおいて初めて適用される新技術によって生産される製品の販売によって得た収入。ただし、新技術を適用し製品の生産を開始した日から1年以内とする。
4. 農業に直接関与するサービス、技術契約の実行によって得た収入。
5. 少数民族の職業訓練に関する活動によって得た収入。
6. 事業体の生産・事業・サービス活動で、障害者を雇用して得た収入。
7. 障害者、生活が特別困難な子供、または社会悪の対象となる子供の職業訓練に関する活動によって得た収入。

**第38条**：従業員の間平均月給が政府の規定した公務員最低賃金額を下回る合作社に対しては法人税が免除される。

**第39条**：従業員の間平均月給が政府の規定した公務員最低賃金額を下回る家族経営及び商品・サービスの家族経営に対する法人税は免除される。

**第40条**：特許、ノウハウ、生産工程、技術サービスの形態で出資する組織に対しては法人所得税が免除される。

**第41条**：生産・建設・運搬業における事業体で、10人から100人までの女性従業員を雇用しており、女性従業員数が全常勤職員数の50%を超える場合、または女子の常勤

職員数が100人を超え、女子従業員数が全常勤職員数の30%を超える場合、当該の事業体は女性従業員の経費に相当する額の法人税が免除される。

**第42条:** 税額決算を行った後、事業体の所得が赤字であった場合、事業体は赤字金額を次年度以降の課税所得から控除することができる。控除額の繰り越し期間は赤字が発生した年の翌年から5年以内とする。

**第43条:** 上記の第34, 35, 36, 37, 38, 40, 41条に記載された法人税に関する優遇措置・免税・減税は、優遇要件を満たし、会計、領収書、伝票制度を正しく実施しており、かつ申告納税登録および申告納税を行っている事業体にのみ適用される。事業体は税の優遇措置の適用要件、優遇税率、免税・減税額、赤字控除額を自ら確定し、税額決算を行い、税務機関に事業所得税年間申告書の提出と同時に文書で報告する。

本政令で規定される免税・減税措置の開始期間は、事業体が課税所得を得、上記の第42条の赤字額控除をしていない会計年度を初年度とする。免税・減税措置が適用される初年度における事業体の商品・サービスの生産・事業活動の期間が12ヶ月に満たない場合でも当該の事業体は、初年度から免税・減税措置が受けられ、次年度からの免税・減税措置の開始については、その手続きを税務当局に申請する。事業体が課税所得を得たが赤字額を引いていない場合、初年度から引き続き免税・減税措置が適用される。

同期間中、1つの収入項目に対し複数の免税・減税措置が適用されうる場合、事業体は免税か減税かいずれか有利な方を選択し、税務当局に通知する。

## 6章

### 報奨と違反処分

**第44条:** 与えられた任務を適切に行っている税務機関・税務職員、及び法人所得税法を遵守してしている事業体と組織・個人に対しては、政府の報奨制度に基づき表彰される。

**第45条**：事業体、税務職員およびその他の個人が法人所得税法の規定に違反した場合、違反行為・程度により同法第23・25条、および税務分野における行政処分規定に関する法律文書に基づき処分される。

## 7章

### 施行

**第46条**：本政令は、官報掲載日から15日後に施行され、2007年の課税年度から適用される。

2003年12月22日付け政令第164/2003/ND-CP号の法人税に関する施行細則規定、および政令第164/2003/ND-CP号を改正、補足した2004年8月6日付け政令第152/2004/ND-CP号に代わる法律である。

1. 2006年9月22日付け投資法施行細則規定・案内に関する政令108/2006/ND-CP号が施行された後に、事業登録証書および投資証明書を発行された投資案件によって新たに設立された事業体は、法人税を納税する義務がある。
2. 2004年11月16日付け国営企業の株式企業化に関する政令187/2004/ND-CP号の法人税の優遇措置についての第36条第1項を廃止する。本政令の発効日前に国営企業から株式化した株式企業は、発効日までは政令187/2004/ND-CP号の第36条第1項目に基づいて優遇措置を引き続き受けることが可能である。

国内の資源使用条件を満たすことによる法人税優遇措置、ベトナムに於ける外国投資・国内投資促進法に関する法律文書で規定される縫製品の輸出比率、及び法人税の各条件及び2007年以降の投資に関する法律文書の条件を満たした法人税の優遇措置を廃止する。

3. 2003年12月22日付け政令第164/2003/ND-CP号、2004年8月6日付け政令第152/2004/ND-CP号及び首相の決定に規定される法人税の優遇措置を受けている事業体に対しては、本政令の発効以前の優遇措置が引き続き適用される。本政令で定めた優遇措置より税率、免税や減税の期間において低い優遇措置を受けている事業体に対しては、本政令に定めた優遇措置が適用される。

4. ベトナム社会主義共和国が正式に世界貿易機関のメンバーになる（2007年1月11日）前に投資許可書、事業登録証書、投資証書が発給され、ベトナムに於ける外国投資に関する法律文書に掲載されている輸出率、国内投資促進、法人税、投資に関する法律文書などの条件を満たすことにより法人税の優遇措置を受け、事業活動（縫製品以外）からの収入を得ている事業体に対しては、当該文書の規定に基づいて、2011年の終わりまで引き続き法人税への優遇措置が適用される。

5. 本政令の施行日の前に、税に関する未解決の問題、税額決算、免税、減税及び法人税に対する行政処分は、当該文書（法人税、ベトナムでの外国投資、国内投資奨励に関する規范文書及びその他の規范文書）に於ける規定に従って実施される。

**第47条：** 財政省は本政令の施行を指導する。

各大臣、省庁レベルの機関の長、政府に関連する長、各省・中央直轄都市の人民委員会の委員長、およびその他の関係者は、本政令施行の責任を負う。

<p>受領機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中央共産党事務局</li> <li>- 首相、副首相</li> <li>- 各省庁、省庁直轄機関及び政府直轄機関</li> <li>- 汚職防止に関する指導委員会</li> <li>- 各省および中央直轄市人民評議会、人民委員会</li> <li>- 中央共産党事務局および党内各委員会</li> <li>- 国家主席官房</li> <li>- 国会事務局</li> <li>- 人民最高検察院</li> <li>- 人民最高裁判所</li> <li>- 国家審査局</li> <li>- 各団体中央機関</li> <li>- 国家行政院</li> <li>- 政府官房</li> </ul>	<p>政府を代表して</p> <p>首相</p> <p>署名済</p> <p>グエン・タン・ズン</p>
---	--

<p>政府のウェブサイト、112号の指導委員会、官房長官、財政省直属の各局、官報</p> <p>-写し:事務局、KKTH (5b)、A</p>	
---	--